

岩手県告示第2号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成29年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年12月21日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社キムラ
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮六丁目8番8号
 - (3) 代表者の氏名 高柳一郎
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第6949号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 平成29年1月5日から同月7日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者が、法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超える電気工事を請け負った。このことが、法第28条第2項第2号に該当すると認められる。